

令和7年度 第7回天童市農業委員会総会 会議録

令和7年10月14日(火)午前10時 第7回天童市農業委員会総会を農業センター大会議室に招集した。

1 出席委員

1番	仲野真	2番	齋藤照一
3番	五十嵐晋	4番	清野貢市
5番	矢野美佐子	6番	今野滋
7番	三宅藤義	8番	高橋昭義
9番	白田好之	10番	大石吉隆
11番	山崎紀子	12番	小川晋
13番	武田仁	14番	五十嵐慶一
15番	須藤隆司	16番	富樫秀幸
17番	松田康政	18番	荒沢亨
19番	佐藤悦雄		

2 欠席委員

3 出席事務局職員

事務局長	花輪達也	事務局長補佐	澤章子
行政主査	浅井宏一郎	副主任	小川順一
主事	海老名美咲	主事	花輪大夢

4 議事日程

第1 農業委員憲章朗読

第2 開 会

第3 議事録署名委員の指名

第4 委員長報告

農地常任委員長

第5 事務処理報告

「行事報告」

「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答について(報告)」

「農地改良(畑地への変更等)届出受付状況報告書」

「農地法第3条の3の規定による届出受付状況報告書(相続等)」

第6 議 事

承認第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について

承認第10号 農地の使用貸借の合意解約について

議第19号 農地法第3条の規定による許可について

議第20号 農地法第5条の規定による許可について

議第21号 令和7年度第6回農用地利用集積等促進計画に対する意見について

議第22号 天童農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

第7 閉 会

5 議 事 録

午後10時 開会

議 長 ただ今より、去る10月7日付け天童市農業委員会告示第11号をもって招集した、令和7年度第7回天童市農業委員会総会を開会します。
 本日の総会は全委員出席でありますので、ただちに会議を開きます。
 本日の議事進行は、総会資料を事前に配付しておりますので、日程第5の事務処理報告は読上げを省略し、日程第6の議事のうち議第19号および議第21号は、集約説明とします。

 本日の議事進行について、このように取り扱うことに御異議はございませんか。

 (異議なしの声)

議 長 御異議ございませんので、そのように取り扱うことに決定しました。

議 長 日程第3 議事録署名委員の指名を行います。

 4番 清野 貢市 委員

 5番 矢野 美佐子 委員

 両委員をお願いします。

議 長 日程第4 委員長の報告を求めます。小川晋農地常任委員長。

小川委員 はい。おはようございます。去る10月3日、第3回農地常任委員会

を開催いたしました。はじめに、過去3年間の新設農家の追跡調査を行いました。休耕中の者が数人見受けられましたので、今後文書等で本人の意向を聞き取りすることになりました。また、各担当地区の新設農家がいる場合は、農業委員さん、並びに推進委員さんの方からも指導等お願いしたいと思います。

次に、新設農家1件の審査を行いました。これについては特に問題なしと判断されました。この新設農家に係る農地の権利取得につきましては本日の総会において農地法第3条の議案として審議いただきますのでよろしくお願いします。以上報告終わります。

議 長
事務局長

日程第5 事務処理報告を求めます。花輪事務局長。

はい。総会次第の1ページ、事務処理報告を御覧ください。

9月16日開催の令和7年度第6回総会后、本日の総会までの事務処理状況となっております。御確認をお願いいたします。

続きまして、総会資料を御覧ください。

1ページ、「地目変更登記申請等に係る非農地証明並びに登記官からの照会への回答（報告）」でございます。件数2件、合計面積895.00㎡でございます。

2ページ、「農地改良変更届出受付状況報告書」でございます。件数が1件、合計面積401.00㎡でございます。

3ページ、「農地法第3条の3の規定による届出受付状況報告書（相続等）」でございます。件数8件、合計面積75,004.30㎡でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議 長

ただいま事務局長から事務処理報告がありましたが、皆様から質問等はありませんか。

（質問なし）

議 長

質問等がございませんので、事務処理報告を終了します。

議 長

日程第6 議事に入ります。

承認第9号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を上

程します。事務局の説明を求めます。

事務局 はい。承認第9号、農地法第18条第6項の規定による通知については、今回は畑の2件、合計で10,246.97 m²になっております。なお、2番の案件については、すでに返還していたものでありますが、通知を失念していたものということでございます。以上です。

議 長 ただいま説明がありましたが、皆様から質問等はございませんか。
(質問なし)

議 長 お諮りいたします。
承認第9号は、通知のとおり承認することに御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、承認第9号は承認することに決定しました。

議 長 承認第10号「農地の使用貸借の合意解約について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 はい。承認第10号、農地の使用貸借の合意解約について御説明申し上げます。畑2件で、合計で2,413 m²であります。理由については解約事由にあるとおり、別の者に貸し付ける、及び工業団地整備に伴う用地買収のためとなっております。以上です。

議 長 ただいま説明がありましたが、皆様から質問等はございませんか。
(質問なし)

議 長 お諮りいたします。
承認第10号は、通知のとおり承認することに御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、承認第10号は承認することに決定しました。

議 長 議第19号「農地法第3条の規定による許可について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事務局 はい。議第19号、農地法第3条の処理状況につきましては、所有権を移転するものについては7件、畑のみで2,226.68 m²となっております。賃貸借権を設定・移転するものについては2件で、設定1件、移

転1件で、合計で15,866 m²になっております。使用貸借権を設定・移転するものについては1件で、使用貸借権の設定、田んぼ、畑合わせて990 m²となっております。以上です。

議長 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。

1番、齋藤委員。

齋藤委員 はい。私は1番と2番を御説明申し上げます。1番の受人の[]さんは、右側の受人の経営内容見てもらったとおりなんですけども、田んぼ4町歩、畑1町2反ぐらい作っている方でありますので、全然問題ないというふうに思われます。2番、[]さん。この方は44才で、右側の畑のほうも7反歩ぐらい作っているんだというようなことございますので、問題はないというふうに思われます。以上です。

議長 3番、清野委員。

清野委員 はい。この件に関してですけれども、以前、貸し借りの手続きを行っていましたが、受人が相続登記を完了したということで所有権の移転ということになりました。問題ありません。よろしくお願いします。

議長 4番、五十嵐晋委員。

五十嵐晋委員 はい。4番について説明します。渡人の[]さんのお父さんが亡くなられて、相続ってかたちの名義変更ってかたちになっております。受人は変わりはないので問題ないと思います。以上です。

議長 5番、5番は私です。[]さんが[]さんの畑を十数年前に購入したんですけれども、仮登記ということで、今回自分のものにすることで、何も問題ないかと思えます。よろしくお願いします。

議長 6番、大石委員。

大石委員 はい。6番、[]さんでございます。えー、事由のとおりでございます。何ら問題ないかと思えます。よろしくお願いします。

議長 7番、小川委員。

小川委員 はい。7番、8番、9番、10番、続きまして説明させていただきます。7番、受人の[]さんは40代でバリバリやっている農家の

方です。何も問題ないと判断しました。8番、受人の■■■■さん。渡人の■■■■さんが農家を辞めたいとの意向が出されておったところ。荒らされる前に隣接地の取得ってことでありました。問題ないと判断しております。9番、■■■■さん、10番も■■■■さん、これはあの一、農家を辞めるってことでありましたが、9番の■■■■さんの隣接園地であります。何ら問題ないと判断しておりますが、■■■■さんが遊休農地発生させたというきらいもありまして、この後も注意しながら見ていきたいと思っております。10番、■■■■さんから■■■■さんへ。この畑につきましては、畑に行く道路がないということもありまして、■■■■さんの住宅の裏側っていうとにあります。■■■■さんと■■■■さんは本家分家の仲だそうです。家庭菜園を始めるつもりでいるとのことでした。何ら問題ないと判断しております。よろしくお願いします。

議 長
五十嵐慶一委員

11番、五十嵐慶一委員。

はい。えーと、受人の■■■■さんは、この間、10月3日に、6年度に新規に農地を取得した人でありまして、10月3日にちょうど現場を見てまいりました。家庭菜園とか花とかを栽培していたようです。この人が今度新たに贈与で畑を取得するってということなので問題ないと思います。それから12番の受人の■■■■さん、この方は7年度の新規の農業者というようなことで、この間農地常任委員の方と現場を見て、現場でいろいろ説明を受けてきました。この方は農協の職員で、高掬の支所の方に7年、8年ほど勤務しまして、最後の3年は支所長として、いろいろ高掬のことを知っているっていうようなことで、問題ないと思います。よろしくお願いします。

議 長
武田委員

13番、武田委員。

えー、私からは13番、14番の説明でございます。渡人の■■■■さん、受人の■■■■さんは親子関係でございます。経営移譲のためでございます。何ら問題ないと思われます。よろしくお願いいたします。

議 長
荒沢委員

ただいま説明がございましたが、皆様から質問等はございませんか。
はい。

議 長

はい、荒沢委員。

荒沢委員

えーと、2番の借人、[REDACTED]さんの件で確認したい点あります。
[REDACTED]さんのほうから、津山のほうに野菜を作りたいんで、畑をどっか探してほしいという要望を8月末頃いただいております。で、その代わりとして高木のほうの[REDACTED]さんのほうから畑を借りたのかどうなのか、もし齋藤委員のほうで分かれば教えてほしいんですけれども。野菜を作る畑を借りたというのであれば、多分津山の方はいらないのかなというのもありますので、そのへん分かったら情報としていただきたいと思います。

議 長

齋藤委員

齋藤委員

はい。えーと、詳しいことよく分かってはいないんですけれども、まあ、青菜を作りたいというふうなことで、この広さで、賃借権3年というふうなことの内容でございましたが、今後見守っていききたいなというふうには思っているところでございます。

議 長

荒沢委員。いいですか。

荒沢委員

はい、分かりました。

議 長

その他、質問等ございませんか。

お諮りいたします。

議第19号は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長

御異議なしと認め、議第19号は、許可することに決定しました。

議 長

議第20号「農地法第5条の規定による許可について」を上程します。
事務局の説明を求めます。

事 務 局

はい。議第20号、農地法第5条の規定による許可について、御説明いたします。冒頭にもお伝えしたとおり総会資料に修正箇所がありましたので、差し替えされた資料を御覧ください。

番号1、大字道満字大明神 [REDACTED]。地目 台帳・現況ともに畑。
面積 273 m²。農地区分 1種。譲受人、譲渡人は総会資料のとおりです。
契約内容 所有権。使用目的 一般住宅 90.89 m²。併用地 原野 11 m²。

番号2、大字上荻野戸字本郷 [REDACTED] 外1筆。地目 台帳・現況ともに畑。面積 427 m²。農地区分 1種。借人、貸人は総会資料のとおりです。契約内容 使用貸借権。使用目的 一般住宅 89.43 m²。

番号3、大字干布字原町 [REDACTED] 外1筆。地目 台帳・現況ともに畑。面積 1,440 m²。農地区分 3種。譲受人、譲渡人は総会資料のとおりです。契約内容 所有権。使用目的 建築条件付売買予定地（6区画） 1,595.37 m²。併用地 宅地 155.37 m²。

番号4、大字奈良沢字檀 [REDACTED] 外1筆。地目 台帳・現況ともに畑。面積 3,341 m²。農地区分 3種。譲受人、譲渡人は総会資料のとおりです。契約内容 所有権。使用目的 建築条件付売買予定地（22区画） 5,686.62 m²。併用地 宅地 1,933.53 m²、その他 412.09 m²になります。

また、13ページから14ページに今回の申請地の案内図を添付しておりますので、御確認ください。以上です。

議長 続いて、地区担当農業委員の説明を求めます。

1番、小川委員。

小川委員 はい。1番につきまして説明します。先ほど第3条の中にありました、第3条の9ページ、番号8番、受人の [REDACTED] さん。この方が、あの一、この方の娘さんです、 [REDACTED] さんという方は。地図を見てもらえば分かりますが、この申請地の北側、ここまでは [REDACTED] さんの屋敷になっております。ということで、 [REDACTED] さんが [REDACTED] さんより買い受けまして、真ん中の土地を [REDACTED] さんの宅地にしたいということでした。分家住宅というよりも娘婿に譲るってことです。よろしくお願いします。

議長 2番、今野委員。

今野委員 はい。2番、3番、4番、担当でありますので、御説明をいたします。まず2番ですが、借人の [REDACTED] さんは、右の貸人の [REDACTED] さんの子供さんであります。で、現在同居しているわけですが、ちょうど自宅の裏に息子さんの住宅を建てたいというようなことで今回申請を出されているということでもあります。何ら問題ないというふうに判断いたし

ております。それから3番ですが、■■■さんの畑、畑今はほとんど使っていないような感じだったんですが、旦那さんが亡くなってしまっておりまして、そこを栄進リースさんが住宅6区画を用地を建てるといような、用地を作るというようなことであります。市道と住宅に挟まれているような場所でもありますので、やむを得ないのではないかというふうに判断した次第であります。それから奈良沢ですが、4番目、これは■■■さん、現在、■■■さんの自宅だったんですが、現在は荒谷の方にお住まいをされております。その県道沿いの土地に宅地があったわけですが、それももうすでに更地になっておりまして、宅地の裏側に今回3,300㎡ぐらいの農地を買収して22区画の住宅団地を作るというふうな内容であります。県道と接続をしております、住宅も周りに張り付いているというふうなことで、許可相当かなというふうに判断をいたしました次第です。以上です。

議 長
荒沢委員

続いて、調査会委員の説明を求めます。荒沢 亨委員。

去る10月6日月曜日、松田委員ともに、事務局とも同行しまして、現地の方の説明を受けながら確認して参りました。一応、現地委員から説明があったとおりで、問題ないのかなと判断いたします。で、4番のほうの部分が、これ面積5,000㎡を超えますので、県のほうの許可も必要になってくることも、これ申し添えておきます。お願いします。

議 長
齋藤委員
議 長
齋藤委員

ただいま説明がございましたが、皆様から質問等はございませんか。

はい。

齋藤委員。

はい。えーと、3番の譲受人の栄進リース工業有限会社というふうにあります、この会社っていうのはどういう風なことをやる会社なのか、ちょっと説明をお願いします。

議 長
事 務 局
今野委員

事務局分かりますか。

少々お待ちください。

じゃあ、私のほうから。荒谷の方にあこがれという老人施設があるわけですが、その近くにこの栄進リースの会社があります。もともとは足

場のパイプの組み立てとかの工事を請け負っている会社だったんですが、最近是一般建設業とか、それから廃棄物処理業とか、エリアを広げまして、住宅団地もすでに干布地区で3か所ほど展開をしております。ま、そんなことで名前は栄進リースですが、実態はいろんな建設業もやっているというふうな会社になっております。以上です。

議 長 はい。富樫委員。

富樫委員 加えまして、不動産部門というもの作りまして、奥様がその社長で、不動産業なんかもやっているということでございます。

議 長 齋藤委員、いいですか。

齋藤委員 わかりました。

議 長 その他何か質問ございませんか。

お諮りいたします。

議第20号は、申請のとおり許可することに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、議第20号は許可することに決定しました。

議 長 議第21号「令和7年度第6回農用地利用集積等促進計画に対する意見について」を上程します。

三宅委員 はい。関連ございます。退席させていただきます。

(三宅委員 退室)

議 長 事務局の説明を求めます。

事務局 はい。議第21号、令和7年度第6回農用地利用集積等促進計画に対する意見について、御説明いたします。総会資料の15ページを御覧ください。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により農用地利用集積等促進計画の権利設定をするため、同条第3項の規定により、当農業委員会に意見の求めがあったものです。16ページから19ページが、権利の設定の詳細です。続いて、総会の次第の4ページを御覧ください。設定する権利の内容を集約したものです。新たに利用権を設定するものについては、合計面積33,229㎡、出し手3件、受け手3件、筆数は9件です。次に、利用権を再設定する

ものについては、合計面積 51,207 m²、出し手 8 件、受け手 5 件、筆数は 19 件です。所有権を移転するものについては、合計面積 947 m²、出し手 1 件、受け手 1 件、筆数は 1 件です。説明は以上です。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま説明がありましたが、皆様から質問等はございませんか。
 (質問なし)

議 長 お諮りいたします。
 議第 21 号は、原案のとおり権利設定することに御異議ございませんか。
 (異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、議第 21 号は、原案のとおり権利設定することに
 「異議なし」として意見をすることに決定しました。
 (三宅委員 入室)

議 長 議第 22 号「天童農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」
 を上程します。事務局の説明を求めます。

事 務 局 はい。議第 22 号、天童農業振興地域整備計画の変更に対する意見について、御説明いたします。総会資料 20 ページを御覧ください。天童農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項で準用する同条第 1 項の規定により、当農業委員会に意見の求めがあったものです。次第に沿って説明します。総会資料 21 ページを御覧ください。

農用地利用計画の変更事由書、番号 1、変更しようとする事由 天童市消防団消防ポンプ車庫の新築。変更しようとする場所 天童市大字荒谷字小才勝 ■■■■。事業計画者は総会資料のとおりです。地目 田。面積 999 m²。変更区分 農用地区域からの除外。

番号 2、変更しようとする事由 分家住宅の新築。変更しようとする場所 天童市大字荒谷字荒谷原 ■■■■の一部。事業計画者は総会資料のとおりです。地目 畑（休耕地）。面積 242 m²。変更区分 農用地区域からの除外。

番号3、変更しようとする事由 携帯電話無線基地局の整備。変更しようとする場所 天童市大字芳賀字十二木 ■■■■■の一部。事業計画者は総会資料のとおりです。地目 畑。面積 40 m²。変更区分 農用地区域からの除外。

番号4、変更しようとする事由 市道拡幅にかかる店舗の新築及び敷地拡張。変更しようとする場所 天童市大字貫津字東ノ崎 ■■■■■ 外 4 筆の一部。事業計画者は総会資料のとおりです。地目 田及び水路。面積 1,714 m²。変更区分 農用地区域からの除外。

合計面積 2,995 m²になります。また、1 ページめくっていただきますと、申請地の案内図を添付しておりますので御確認をお願いいたします。以上です。

議 長 ただいま説明がありましたが、皆様から質問等はございませんか。
(質問なし)

議 長 お諮りいたします。
議第22号は、原案のとおり変更することに御異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長 御異議なしと認め、議第22号は、原案のとおり変更することに「異議なし」として意見をすることに決定しました。

今総会の案件の中で、条項、字句、数字その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに了承くださるよう願います。

議 長 本日の議事はすべて終了しました。

以上をもちまして、令和7年度第7回天童市農業委員会総会を閉会します。

午前10時36分 閉会
